

指定代理納付業務委託仕様書（案）

この仕様書は、粗大ごみ処理手数料納付におけるクレジットカード決済及びスマートフォンアプリ等を利用した決済（以下「電子決済」という。）に係る納付事務に関する業務（以下「納付事務」という。）において、委託者が、受託者に求める仕様を示したものである。

- 1 委託件名 指定納付受託者による千葉市粗大ごみ処理手数料納付（電子決済）に係る納付事務委託
- 2 業務開始時期 令和8年4月1日
- 3 業務内容
 - （1） 受託者は、電子決済を粗大ごみ収集申請者が選択できるよう決済代行サービス（マルチメントサービス）を提供する。
 - （2） 受託者は、オンライン決済と連動し粗大ごみ収集申込時のオンライン決済システムを提供する。
- 4 指定納付受託者
委託者は受託者を地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として指名する。
受託者は、粗大ごみ収集申請者からの申請に基づき粗大ごみ処理手数料を立替払いにより委託者へ支払う。
- 5 取り扱う決済代行サービス
以下の電子決済に対応すること。
 - （1） クレジットカード会社発行のクレジットカード
（Visa、MasterCard、JCB、AMEX、Diners）
 - （2） スマートフォンアプリ等を利用した決済
（メルペイ、PayPay）
- 6 納付事務の方法
 - （1） 納付事務による立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末日までに、一括して委託者が指定する方法により支払うこと。立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、粗大ごみ収集申請者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払いとする。
 - （2） 各月毎の納付事務による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の3営業日前までに委託者に通知すること。
- 7 指定納付受託者に対する取扱手数料
 - （1） 決済代行サービスの種類に関わらず手数料率は同一とすること。
 - （2） 受託者は、取扱手数料を受領する粗大ごみ処理手数料の金額（以下「受領予定金額」という。）から差し引いた金額を立替金として委託者が指定した金融機関口座に支払うこと。
 - （3） 取扱手数料の額は、各月毎の受領予定金額に契約で定める取扱手数料率を乗じた金額とし1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - （4） 消費税率及び地方消費税率について改定があった場合は、改定後の率に応じて支払うこと。
- 8 決済代行サービス業務

受託者は、粗大ごみ収集申請者からの粗大ごみ処理手数料納入確認後、速やかに決済完了した旨を粗大ごみ収集申請者及び粗大ごみ受付センター運営事業者へ通知する。

9 接続方法

受託者はリダイレクト（リンク型）接続により電子決済可能なシステムを構築する。

10 決済処理の取消

受託者は電子決済にて納付された粗大ごみ処理手数料について、粗大ごみ収集申請者から取消の申し出があった場合は、決済日から60日以内に決済情報の取消を行うものとする。

11 セキュリティ対策

（１）不正防止サービス

受託者は不正利用を未然に検知し、不審な取引を見分けるサービスを提供する。

（２）認証方式への対応

受託者はクレジットカード会社がセキュリティコード及び3Dセキュア等を利用した認証方式に対応している場合は、それを適用すること。

12 決済情報の確認

受託者は、粗大ごみ処理手数料の決済に関する以下の情報を閲覧できる機能を提供する。

（１）粗大ごみ処理手数料納付日

（２）粗大ごみ処理手数料納付額

（３）粗大ごみ処理手数料取消日

（４）粗大ごみ処理手数料取消額

（５）粗大ごみ処理手数料支払方法

13 システム運用及び業務体制等

受託者は以下の対応を行うこと。

（１）支払金額を入力でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。

（２）紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。

（３）収納情報データを蓄積し、随時、委託者に情報提供することが可能であること。

（４）個人情報の保護に関する規定があり、対策が徹底されていること。

（５）金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正連絡については、受託者は最大限の協力をする事。

（６）システム操作に関するサポートサービスとして、委託者の求めに応じ、委託者職員及び粗大ごみ受付センター運営事業者の職員に対して、端末機操作研修を実施すること。

14 個人情報の保護

個人情報の保護等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

15 その他

本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。